

都市計画法に基づく事業の承認及び
認可が行われたことに伴うお知らせ

市川都市計画道路事業 1・3・3 号北千葉道路 1 号線

市川都市計画道路事業 3・1・4 号稲越国府台線

市川都市計画道路事業 3・1・5 号大町線

松戸都市計画道路事業 1・3・2 号北千葉道路 1 号線

松戸都市計画道路事業 3・1・3 号高塚新田線

市川都市計画道路事業 1・2・2 号高速外かく環状線

(国道 4 6 4 号 北千葉道路)

国土交通省関東地方整備局

首都国道事務所

東日本高速道路株式会社関東支社

千葉工事事務所

国土交通大臣が施行する市川都市計画道路事業 1・3・3 号北千葉道路 1 号線、市川都市計画道路事業 3・1・4 号稲越国府台線、市川都市計画道路事業 3・1・5 号大町線、松戸都市計画道路事業 1・3・2 号北千葉道路 1 号線、松戸都市計画道路事業 3・1・3 号高塚新田線、東日本高速道路株式会社が施行する市川都市計画道路事業 1・2・2 号高速外かく環状線について、令和 6 年 1 月 20 日をもって都市計画法第 6 条第 1 項の規定により、都市計画事業の承認及び認可の告示がなされました。また、あわせて告示された区間の一部について、都市計画法第 7 条第 3 項の規定により、収用又は使用の手続を保留する旨の告示がなされました。

この都市計画事業の承認及び認可の告示がなされますと、下記記載の「事業の承認及び認可の告示があった土地」について、都市計画法及び土地収用法に基づく種々の効果が告示の日から発生します。

このパンフレットは、その主なことからや今後の必要な手続きなどについて、皆さんに知っていただくため、都市計画法第 6 条の規定により都市計画法の規定に定める制限や損失の補償等について説明するものです。

なお、収用又は使用の手続を保留した区間については都市計画法上の制限は適用されませんが土地収用法上の効果は発生しません。

国土交通省関東地方整備局首都国道事務所及び東日本高速道路株式会社関東支社千葉工事事務所としましては、当面任意交渉で用地交渉を進めさせていただく予定です。ただし、将来的に行方不明、相続等で所有者が特定できない場合等が生じた際には、土地収用法の手続に移行する場合があります。

1 都市計画事業の承認及び認可の告示があった土地及び収用又は使用の手続を保留する土地

(1) 都市計画事業の承認及び認可の告示があった土地（以下「事業地」という）

ア 収用の部分

千葉県市川市大町並びに稲越一丁目、二丁目及び三丁目並びに堀之内一丁目及び五

丁目地内

千葉県松戸市紙敷字栗芝台、字名木、字重兵衛山、字花輪、字外花輪、字新堀込及び字入谷津台並びに高塚新田字内野、字野見塚、字高札場、字背上及び字八幡腰並びに秋山字南谷津、字天照大神、字南及び字新田地内

イ 使用の部分

千葉県市川市稲越三丁目及び堀之内一丁目地内

千葉県松戸市紙敷字名木及び字重兵衛山並びに秋山字新田地内

(2) 上記(1)のうち収用又は使用の手続を保留する土地

ア 収用の部分

千葉県市川市大町並びに稲越一丁目、二丁目及び三丁目並びに堀之内一丁目及び五丁目地内

千葉県松戸市紙敷字栗芝台、字名木、字重兵衛山、字花輪、字外花輪、字新堀込及び字入谷津台並びに高塚新田字内野、字野見塚、字高札場、字背上及び字八幡腰並びに秋山字南谷津、字天照大神、字南及び字新田地内

イ 使用の部分

千葉県市川市稲越三丁目及び堀之内一丁目地内

千葉県松戸市紙敷字名木及び字重兵衛山並びに秋山字新田地内

2 都市計画法上の制限について

令和6年12月20日以降は都市計画法第65条の規定により、事業地内の土地建物等について、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする場合は、市川市長又は松戸市長の許可が必要になります。

また、都市計画法第67条第1項の規定により、上記の事業地のうち、収用の部分において土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に別添「土地建物等有償譲渡届出書」を

提出していただく必要があります、その届け出後30日以内は有償での譲渡が行えない等の制限があります。

なお、この事業に関する関係図面は、市川市道路交通部道路建設課及び松戸市建設部用地課で縦覧されておりますので、ご自身が所有する土地が事業地に含まれているかどうか、ご確認ください。

3 土地所有者及び関係人が受けることができる補償

1) 損失の補償について

収用又は使用の手続きを保留する土地又は土地に関する所有権以外の権利については、土地売買契約締結時の価格によって補償します。また、移転料、営業上の損失など通常生ずる損失については、契約締結の時の価格によって算定されます。

2) 土地の買取請求

事業地内の土地で、収用の手続が保留されている土地の所有者は、都市計画法第68条の規定により、施行者に対しその土地を時価で買い取るよう請求することができます。なお、その場合買い取る土地の価格は施行者と土地所有者とが協議して定めることとされています。

ただし、その土地に他人の権利が設定されている場合やその土地に建物や工作物、立木がある時は請求することができませんのでご注意ください。

4 その他

以上のことについては、都市計画法及び土地収用法に定められておりますので、その詳細及びその他については都市計画法及び土地収用法を参照して下さい。

なお、お問い合わせの場合は下記へ御連絡ください。

問い合わせ先

○国土交通大臣が施行する市川都市計画道路事業1・3・3号北千葉道路1号線、市

川都市計画道路事業 3・1・4 号稲越国府台線、市川都市計画道路事業 3・1・5 号大町線、松戸都市計画道路事業 1・3・2 号北千葉道路 1 号線、及び松戸都市計画道路事業 3・1・3 号高塚新田線について

事業計画に関すること

千葉県松戸市竹ヶ花 8 6

国土交通省関東地方整備局首都国道事務所 計画課

電 話 0 4 7 - 3 6 2 - 5 1 3 6

用地補償に関すること

千葉県松戸市竹ヶ花 8 6

国土交通省関東地方整備局首都国道事務所 用地課

電 話 0 4 7 - 3 6 2 - 4 1 1 3

○東日本高速道路株式会社が施行する市川都市計画道路事業 1・2・2 号高速外かく環状線について

事業計画に関すること

千葉県千葉市美浜区若葉 2 丁目 9 番 3 号

東日本高速道路株式会社関東支社千葉工事事務所 工務課

電 話 0 4 3 - 3 5 0 - 3 3 2 1

用地補償に関すること

千葉県千葉市美浜区若葉 2 丁目 9 番 3 号

東日本高速道路株式会社関東支社千葉工事事務所 用地第一課

電 話 0 4 3 - 3 5 0 - 3 3 2 1

土地建物等有償譲渡届出書

国土交通省関東地方整備局
首都国道事務所長 様

令和 年 月 日

譲り渡そうとする者	住 所	
	氏 名	

都市計画法 第67条第1項の規定に基づき、下記により届けます。

記

1 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする相手方	住 所	
	氏 名	

2 土地建物等に関する事項
イ 土地

所在及び地番	地目	地積	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の 氏 名 及 び 住 所

ロ 建築物その他の工作物

所在及び地番	用途	構造の 概 要	延べ面積	当該建築物その他工作物に存する 所 有 権 以 外 の 権 利		
				種類	内容	当該権利を有する者の 氏 名 及 び 住 所

3 予定対価の額に関する事項

予定対価の額		円
--------	--	---

4 その他参考となるべき事項

〔備考〕

- 1 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
- 2 「地積」の欄には、登記簿に登録された地積（旧土地台帳法の規定の適用がある場合においては土地台帳に登録された地積）を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかっこ書きで記載すること。
- 3 「内容」の欄には、存続期間、地代、家賃等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
- 4 「予定対価の額」の欄には、予定対価が金銭以外のものであるときは、その数量及び金銭に見積もった額を記載すること。
- 5 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方又は土地建物等に存する所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。